

ケアハウスまっとう 月額利用料

令和8年度国の基準 8月改定

	対象収入による 階 層 区 分	利用者負担額	事務費（円）		生活費	管理費
		A+B+C （円）	減額分	A（円） 本人負担分	B （円）	C （円）
1	1,500,000円以下	80,364	57,300	10,000	49,364	21,000
2	1,500,001円～1,600,000円以下	83,364	54,300	13,000	49,364	21,000
3	1,600,001円～1,700,000円以下	86,364	51,300	16,000	49,364	21,000
4	1,700,001円～1,800,000円以下	89,364	48,300	19,000	49,364	21,000
5	1,800,001円～1,900,000円以下	92,364	45,300	22,000	49,364	21,000
6	1,900,001円～2,000,000円以下	95,364	42,300	25,000	49,364	21,000
7	2,000,001円～2,100,000円以下	100,364	37,300	30,000	49,364	21,000
8	2,100,001円～2,200,000円以下	105,364	32,300	35,000	49,364	21,000
9	2,200,001円～2,300,000円以下	110,364	27,300	40,000	49,364	21,000
10	2,300,001円～2,400,000円以下	115,364	22,300	45,000	49,364	21,000
11	2,400,001円～2,500,000円以下	120,364	17,300	50,000	49,364	21,000
12	2,500,001円～2,600,000円以下	127,364	10,300	57,000	49,364	21,000
13	2,600,001円～2,700,000円以下	134,364	3,300	64,000	49,364	21,000
14	2,700,001円以上	137,664	—	67,300	49,364	21,000

- 生活費冬期加算（暖房費）として11月から翌年3月まで4,000円以内が加算となります。
- 利用者が使用する電気料、水道料、電話料等が加算されます。
- 事務費負担額は本人の前年の収入額から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入額で定められます。
- 対象収入は、前年の収入額に対して法定必要経費を差し引いた額となります。
- ご夫婦の場合は
 - 二人の（収入合計－必要経費）対象収入合計に1／2倍した額を、一人の対象収入とします。
 - 上記による一人の対象収入が150万円以下となる場合は、夫婦それぞれの事務費負担額は表の額から30％減額し、100円未満を切り捨てた額が本人から事務費負担額となります。

※事務費・生活費

国の料金改定により、年度途中でも変更になることがあります。

※電気、水道、電話等の基本料金は公共料金等の改定があれば変更になることがあります。